

株式移転に係る事後開示書面

(会社法第 811 条第 1 項第 2 号及び第 815 条第 3 項第 3 号、
並びに会社法施行規則第 210 条に基づく開示事項)

2025 年 10 月 1 日

環境のミカタホールディングス株式会社

環境のミカタ株式会社

2025 年 10 月 1 日

株式移転に係る事後開示書面

静岡県藤枝市前島二丁目 21 番 1 号
環境のミカタホールディングス株式会社
代表取締役 渡辺 和良

静岡県藤枝市前島二丁目 21 番 1 号
環境のミカタ株式会社
代表取締役社長 渡辺 和良

環境のミカタ株式会社（以下、「環境のミカタ」といいます。）は、2025 年 7 月 1 日開催の臨時株主総会（みなし決議日）において承認いただきました株式移転計画書に基づき、2025 年 10 月 1 日をもって、環境のミカタを株式移転完全子会社、新たに設立する環境のミカタホールディングス株式会社（以下、「環境のミカタホールディングス」といいます。）を株式移転完全親会社とする株式移転（以下、「本株式移転」といいます。）を行いました。

本株式移転に際して、会社法第 811 条第 1 項第 2 号及び第 815 条第 3 項第 3 号並びに会社法施行規則第 210 条に定める開示事項は以下のとおりです。

記

- 1 株式移転が効力を生じた日
株式移転が効力を生じた日は、2025 年 10 月 1 日であります。
- 2 株式移転完全子会社における会社法第 806 条、第 808 条及び第 810 条の規定による手続きの経過
環境のミカタは、会社法第 806 条第 3 項及び第 4 項の規定により、2025 年 7 月 14 日付で環境のミカタの株主に対し、株式移転をする旨及び株式移転完全親会社である環境のミカタホールディングスの商号及び住所を電子公告により公告いたしました。なお、会社法第 806 条第 1 項の規定に基づき株式の買取を請求した株主はおりませんでした。なお、本株式移転において、会社法第 808 条及び第 810 条の規定による手続きについては、該当事項はありません。
- 3 株式移転により株式移転設立完全親会社に移転した株式移転完全子会社の株式の数
本株式移転により環境のミカタホールディングスに移転した環境のミカタの株式の数は、141,300 株です。
- 4 その他株式移転に関する重要な事項
(1) 環境のミカタホールディングスは、本株式移転に際して、本株式移転が効力を生じる時点の直前時における環境のミカタの株主に対し、その保有する環境のミカタの普通株式 1 株につき環境のミカタホールディングスの普通株式 1 株の割合をもって割当交付いたしました。

(2) 資本金及び準備金の額に関する事項

本株式移転により設立される持株会社の資本金および準備金については、以下のとおりです。

①資本金の額 142,350,000 円

②資本準備金の額 0 円

③利益準備金の額 0 円

④資本剰余金の額

会社計算規則第 52 条第 1 項に定める株主資本変動額から上記 (1) 及び (2) の額の合計額を減じて得た額

以上